

高浜地区復興まちづくり計画 (素案)

1. 地区の現況

(1) 地区の特性

高浜地区は、宮古市中心市街地から南に約 4 km、国道 45 号沿いの宮古湾に面した場所に位置しています。国道 45 号以西の低地部に住宅地が形成され、国道沿道には交通利便性を活かした商業系施設が立地していました。地区内には高浜漁港も整備されており、浅瀬養殖を主体とした漁業が営まれています。

(2) 震災前の状況

国勢調査（平成 22 年）における高浜地区の年齢別人口構成をみると、市の平均に比べて 30 歳未満の割合が低く、60 歳以上が約 44% と高い割合を占めています。市の中でも少子高齢化が進んでいる地区です。

地区内に高浜漁港が整備されているため、宮古漁協の支部や集荷場などの漁業関連施設が立地しています。

また、国道沿道の集落地としての特性から、工業施設や運輸・倉庫施設などが住宅地に混在する形で立地しています。

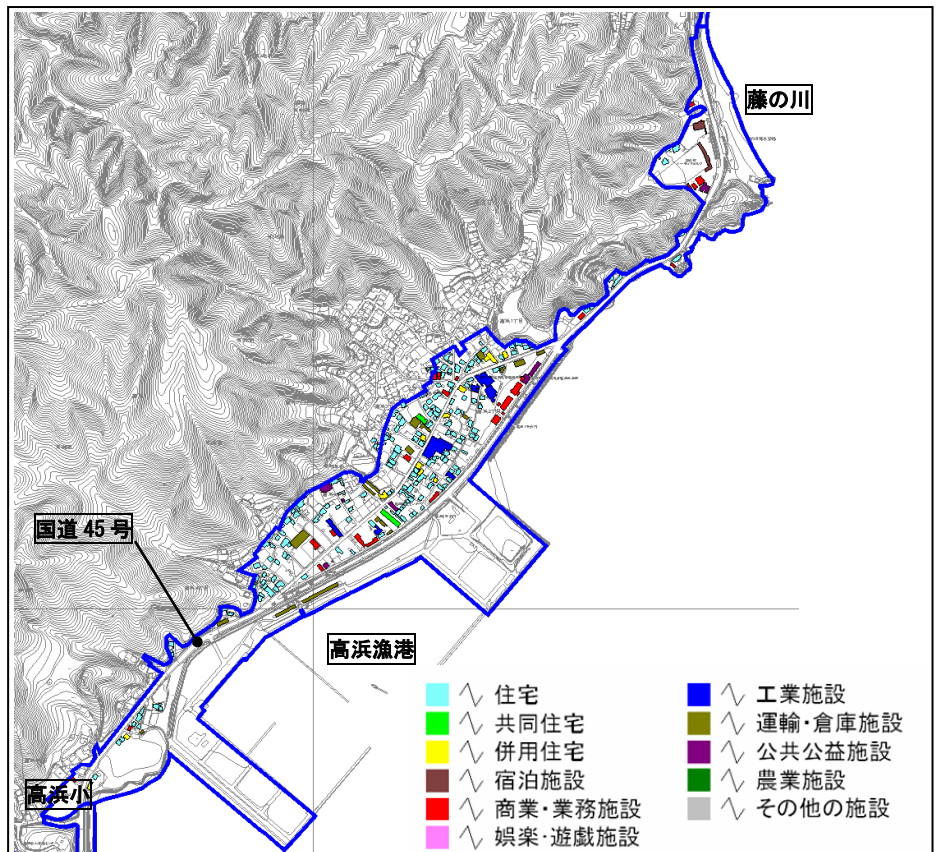
高浜小学校や児童館、郵便局などの公共公益施設も複数立地するなど、多様な土地利用が混在しています。

●被災区域を含む行政区における年齢別人口構成

	宮古市		高浜地区	
	人数	割合	人数	割合
0～9 歳	4,474	7.5%	56	6.7%
10～19 歳	5,259	8.9%	62	7.4%
20～29 歳	4,298	7.2%	51	6.1%
30～39 歳	6,338	10.7%	99	11.8%
40～49 歳	6,999	11.8%	89	10.6%
50～59 歳	8,507	14.3%	112	13.3%
60～69 歳	9,614	16.2%	155	18.4%
70 歳以上	13,896	23.4%	217	25.8%
総計	59,385	100.0%	841	100.0%

※H22 国勢調査より

●震災前の建物用途の状況



(3) 地区の位置づけ

平成15年度に策定された宮古市都市計画マスタープラン地域別構想において、「河南地区」のうち、高浜地区に関する内容は次のとおり記載されています。

●キャッチフレーズ

～河南ポートエリア～

●まちづくりの方向【土地利用】

- ・ 遊休地にアミューズメント系施設や公共施設の誘導が図られる土地利用を検討します。

また、今回の震災を受けて平成23年10月に策定された宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の3つを復興の柱として掲げており、本地区を含む宮古地域の復興まちづくりの方向性として、「防潮堤の整備や必要に応じた嵩上げ促進、背後地の高台活用など、安全安心な住宅地の整備」「漁港など産業関連基盤の計画的、段階的な事業展開」「避難タワーや避難ビルの設置、誰もが容易に避難することができる避難路、避難場所の見直し」「地域特性を活かしたコンパクトで快適なまちづくり」などが挙げられています。

(4) 被害の状況

3月11日の東日本大震災では、地区南部からの越流津波が流れ込み、甚大な被害を受けました。浸水面積は42.0haにわたり、浸水高はT.P. + 3.4～15.0m、市街地の最大浸水深は2.7mでした。建物被害は259棟に及び、そのうち流失等の全壊被害が122棟と約47.1%を占めています。

※T.P.：東京湾平均海水面

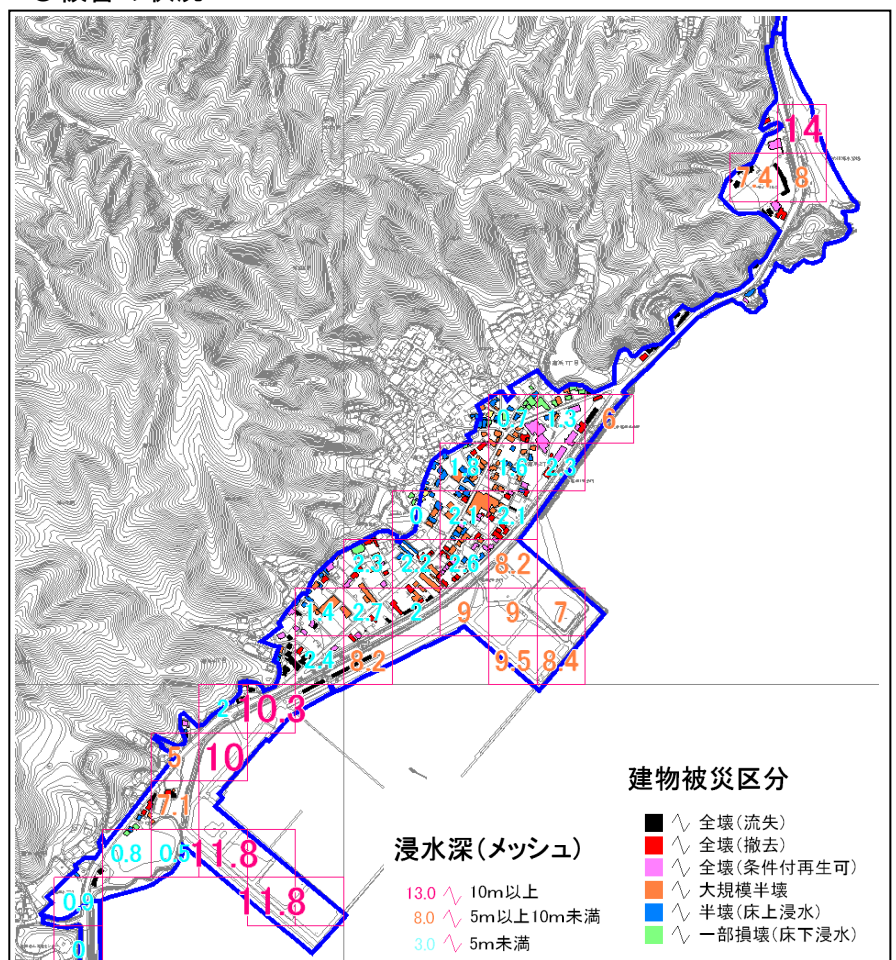
●被害の状況



高浜地区被災前



高浜地区被災後



2. 復興まちづくりの目標

高浜地区の検討会での意見、地区復興まちづくり便りに対する意見、市からの情報提供などを踏まえ、将来を見据えた復興まちづくりの目標を整理すると以下のとおりです。

(1) 地区復興まちづくりの目標

高浜地区の復興まちづくりの目標を次のとおりとします。

- ・『安全・安心』災害から守るまちづくり
- ・お年寄りや子供たちが元気で暮らせる住みよいまち
- ・漁業など働く場のあるまち
- ・きれいな海、自然が残るまち

・『安全・安心』災害から守るまちづくり

津波をはじめとする自然災害から地区を守るため、防潮堤や道路の嵩上げにより地区の安全性を高めるとともに、適切な排水機能の確保や避難場所・避難路の拡充を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

・お年寄りや子供たちが元気で暮らせる住みよいまち

子どもから高齢者までが安心して元気に暮らせるよう、安全な道路の整備や住民の交流の場の整備など、住民同士のふれあいがある住みよいまちづくりを進めます。



・漁業など働く場のあるまち

漁業振興に向けた高浜漁港の環境整備や既存企業の再建など、地区の持続的な発展を見据えた雇用の場の確保を目指します。

・きれいな海、自然が残るまち

藤の川の砂浜や山間部の森林など、本地区が有する豊かな自然環境の保全に配慮しながら、復興のまちづくりを進めていきます。



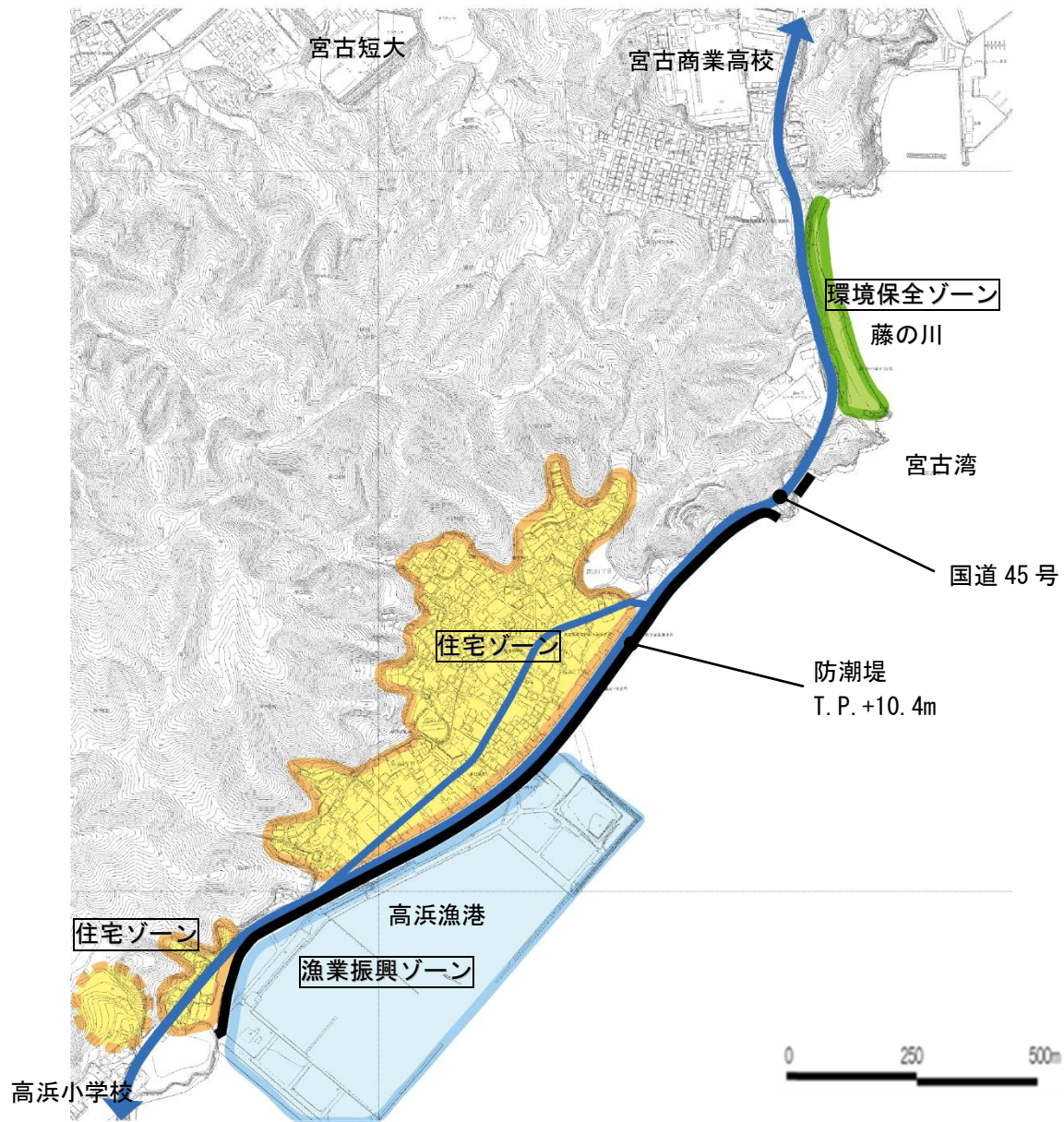
(2) 地区の復興まちづくりの方針

① 土地利用の方針

地区の土地利用については、以下の考えをもとにゾーン配置と土地利用方針を設定します。

- ・防潮堤の嵩上げ整備などにより地区の安全性が確保できる場合は、予想浸水深を考慮しながら原則として現地での住宅再建を目指します。
- ・避難路の整備などにより高浜漁港の安全性を高めるとともに、漁港環境の向上を図り、漁業振興による地域の活性化を目指します。

●土地利用方針図



●土地利用方針

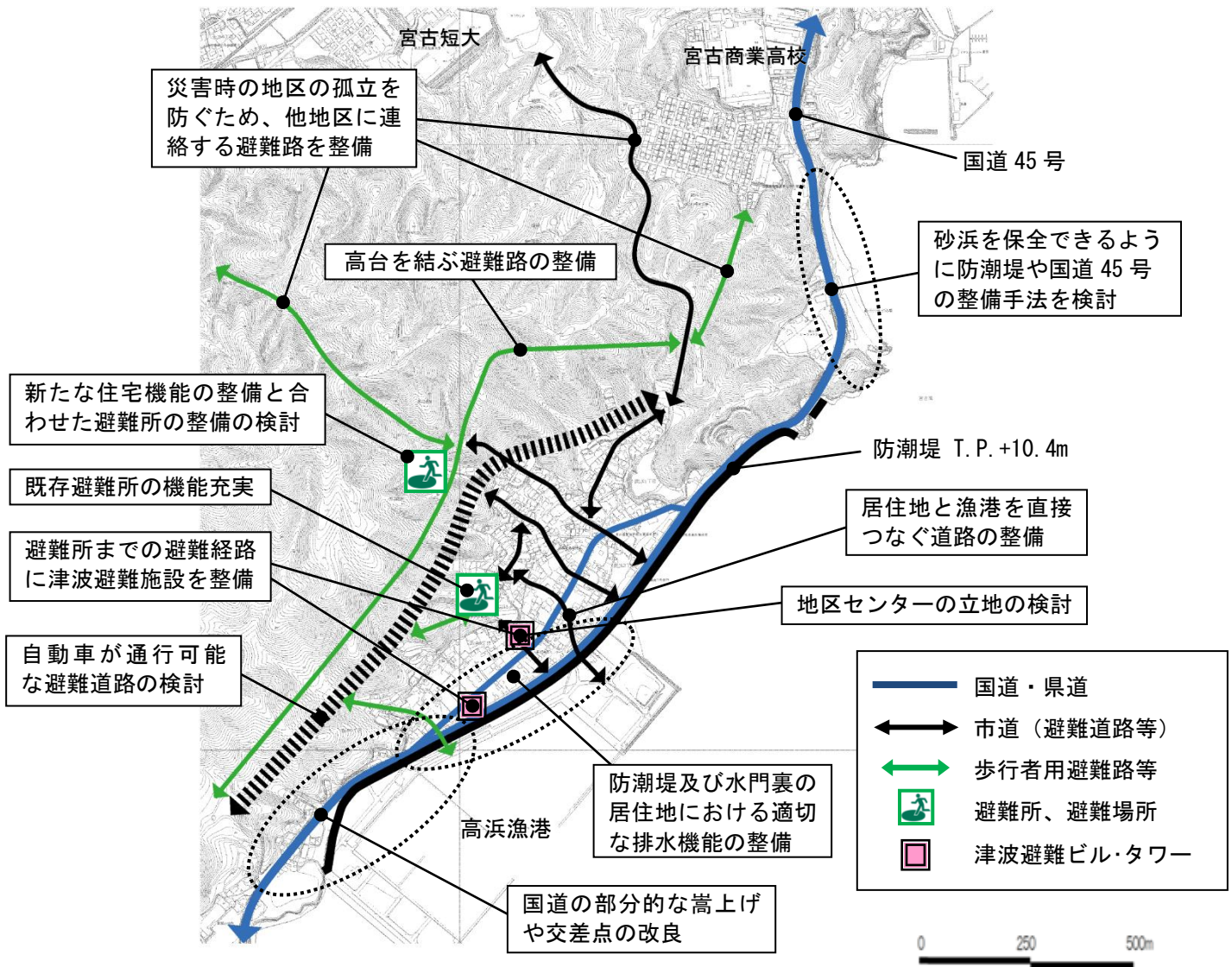
既存住宅地	・コミュニティに配慮しながら安全の確保を図り、従前地での再建を基本とする『住宅ゾーン』。 ※一部、高台での新たな住宅機能の整備についても検討。
高浜漁港	・災害時における避難路の整備・拡充などにより漁港の安全性を確保し、漁業振興による地域の活性化を図る『漁業振興ゾーン』。
藤の川	・砂浜などの沿岸部は、地域の資源となる自然環境を保全する『環境保全ゾーン』とする。

②道路、防災等の施設配置の方針

道路等の施設整備や防災については、以下の考えをもとに施設整備と避難施設の方針を設定します。

- ・防潮堤の嵩上げにより、居住地への津波の越流を防ぎます。
- ・居住地背後の高台に避難場所を整備するとともに、災害時の孤立を防止するため他地区へつながる避難路の整備を進めます。
- ・高浜漁港からの迅速な避難に向けて、避難路や津波避難施設を整備します。

●施設配置方針図



●施設配置方針

避難路の整備	・居住地から避難所までの避難路を確保するとともに、災害時の孤立を防ぐため他地区に抜けられる避難路を整備。 ・旧道等を利用して高台を結ぶ避難路の整備を検討。 ・漁業者が漁港から迅速に避難できる避難路（階段や新設道路）を整備・拡充。 ※一部路線については、自動車でも移動できるように拡幅整備を検討。
避難所の整備	・高浜自主防災部の備品格納倉庫があるエリアに避難所を整備。 ・高台における新たな住宅機能の整備と合わせた避難所の整備の検討。
まちづくりとあわせた 国道・防潮堤の整備	・市街地や漁港への円滑な連絡のための国道 45 号の嵩上げ整備などの検討。 ・藤の川の砂浜の保全に向けた国道や防潮堤の整備手法の検討。
津波避難施設の整備	・漁港に近いエリアに地区センターを兼ねた津波避難施設などを整備。
排水機能の整備	・防潮堤及び水門裏の居住地における適切な排水機能の整備

3. 復興まちづくり計画図

復興まちづくり方針に基づく計画図をまとめると次のとおりです。また、導入が想定できる事業区域や整備イメージも示します。



4. 導入事業およびスケジュール

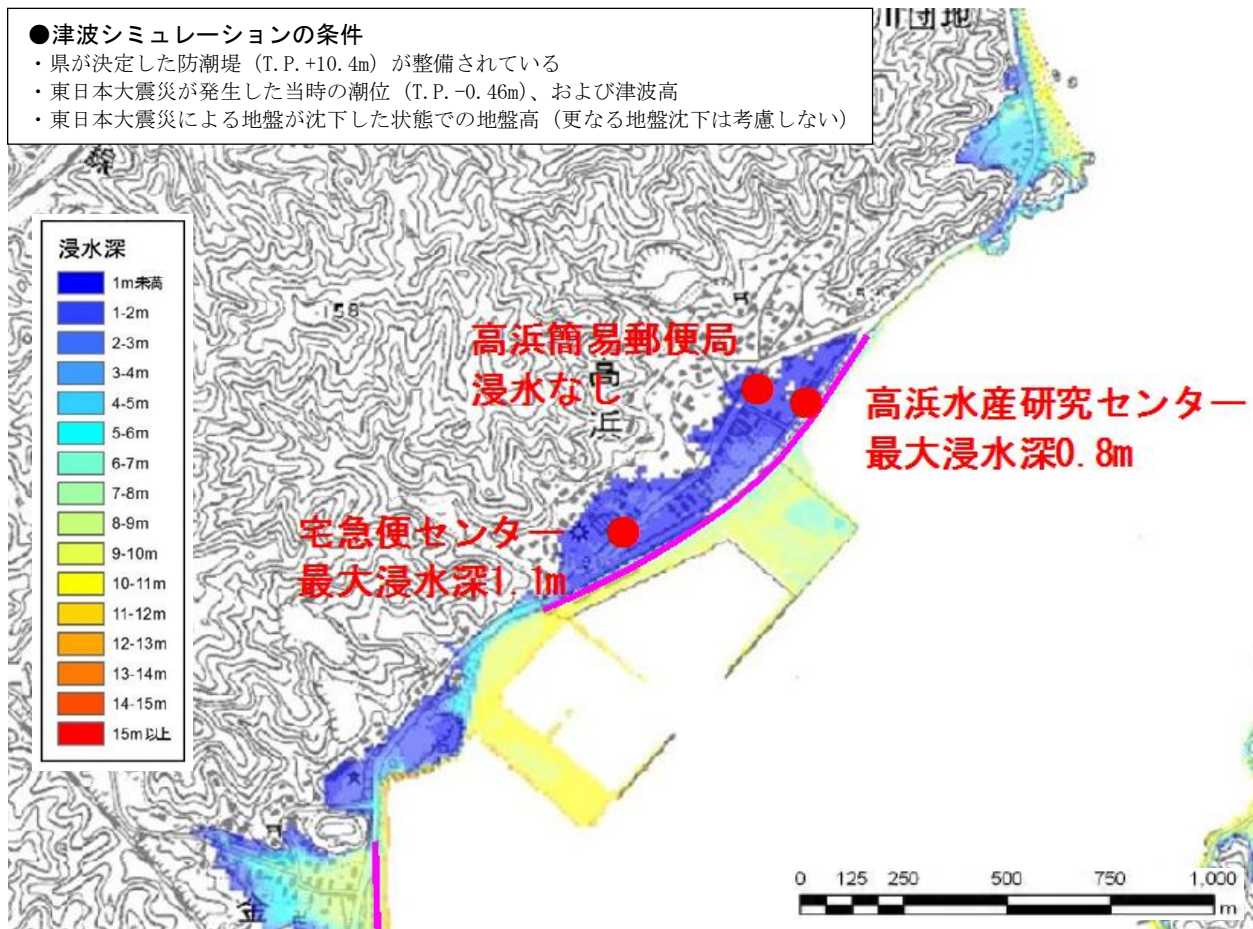
導入事業およびスケジュールは以下のように計画しました。

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 以降
住宅地整備	公営住宅整備事業		調査・設計・協議 事業着手							
道路・公園整備	国道 45 号整備事業（嵩上げ）	調査・設計・協議	事業着手							
	避難道路整備	調査・設計・協議	事業着手（道路整備）							
	避難場所整備事業	調査・設計・協議	事業着手（宅地造成、防災施設整備）							
	津波避難施設整備事業	調査・設計・協議	事業着手（宅地造成、防災施設整備）							
海岸・河川等整備	防潮堤整備事業	調査・設計・協議	事業着手							
	排水機能整備事業	調査・設計・協議	事業着手							
ソフト事業	漁業関連施設及び企業誘致事業	調査研究・企画	企業誘致活動							
	観光振興事業	調査研究・企画	実施							
	避難誘導システム整備事業（サイン・防災無線・防災教育）	調査・設計・協議	工事 システム等運営							

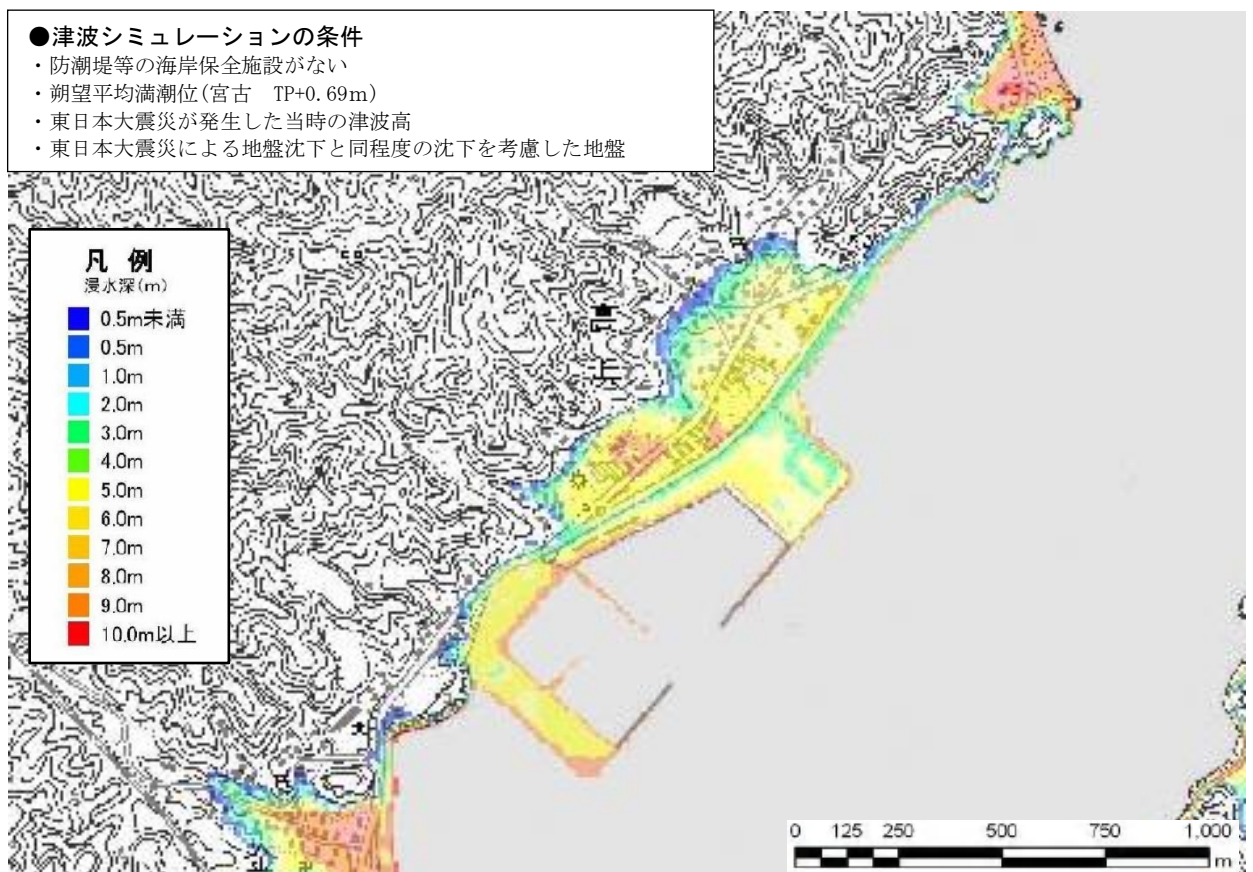
※事業スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

参考資料1：津波シミュレーションについて

1) 復興まちづくりを検討する前提となるシミュレーション



2) 避難を考えるための最悪の場合のシミュレーション



参考資料 2：事業手法について

事業手法		災害公営住宅整備事業
事業目的		激甚災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な被災者に対して、安定した生活の確保を目的として賃貸する公営住宅を建設する。
要件		災害により滅失した住宅に居住していた人
事業のイメージ		事業のイメージ
事業の特徴など	特徴	○県・市の建設もしくは借り上げにより、戸建、共同住宅ともに可能 ○地区施設（集会場、子育て支援施設、高齢者生活相談所、物置等）、津波避難施設（津波避難機能を有する施設、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）等の整備も可能
	入居条件・家賃	①入居条件：災害で滅失した住居に居住していた人（入居収入基準要件および同居親族要件は適用されない） ②家賃：収入や立地条件、床面積などによって定める $(\text{家賃}) = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$ また、低所得者の家賃を低額化するための国の支援が拡充されています。今回の震災では、払下げ期間の短縮などが実施されています。
事業期間	調査設計、用地取得等	約 1 年
	住宅建設等	約 1 年